



令和3年度 許可申請等に関する講習会について

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する許可申請等に関する講習会は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和3年度も事前にパソコンで講義動画を視聴し、後日、会場で試験を受ける2段階式による講習会を行うこととなりました。受講される方は、日本産業廃棄物処理振興センターのホームページから申込みください。

当協会で受講申込み及び講義動画が視聴できます！

【Web環境のない方へ】

当協会では、パソコンをお持ちではない方、パソコン操作が苦手な方、Web環境が整っていない方などを対象に、受講申込みや講義動画の視聴について御支援いたします。当協会への別途負担はございません。（許可講習会の受講料のみ）是非、御相談ください。TEL028-612-8016

◆受講申し込みから、受験までの流れ

- ・受講の申し込みは、事前に当協会に御連絡後来所していただき、受講申込みを行います。
- ・申し込みを行うと、送付先住所にテキストが届きますので、テキストを持参し栃木県立美術館普及分館会議室にてリモートで「講義動画」を視聴していただきます。
- ・試験日に、会場である「コンセーレ」に行き、受験していただきます。

■栃木県内の試験会場：コンセーレ 大ホール（1F） 宇都宮市駒生1-1-6 TEL028-624-1417

課程	開催日時	時間	定員	受講料（税込）
【新規】収集・運搬	9月1日（水）	9:50	75	30,500円
	9月2日（木）	9:50		
【新規】特管収集・運搬	7月1日（木）	13:30	75	46,600円
	7月2日（金）	9:50		
【更新】収集・運搬	6月1日（火）	9:50	75	19,900円
		13:30		
	9月1日（水）	13:30		
	9月2日（木）	13:30		
	1月26日（水）	13:30		
	1月27日（木）	9:50		
【更新】処分	6月30日（水）	13:30	40	25,200円
	7月1日（木）	9:50		*38,800円
特別管理産業廃棄物 管理責任者	6月30日（水）	9:50	75	13,800円
	7月2日（金）	13:30		
	1月26日（水）	9:50		

*産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物収集・運搬課程と処分課程を受講する場合

第 55 回理事会を開催

3月12日(金)午後2時から、宇都宮市のとちぎ福祉プラザにおいて第55回理事会が開催され、菊池会長をはじめ理事・監事18名が出席し、諸議題を審議しました。その概要は次のとおりです。

【決議・協議事項】

1. 令和3年度事業計画案（3～5ページ参照）
2. 令和3年度予算案

原案が承認され、5月開催予定の第10回定時社員総会にて報告することとなりました。

3. 令和2年度決算見込み

原案が承認されました。

4. 令和3年度会長表彰（優良従事者等）の候補者選定

会員から推薦があった「永年勤続者」及び「優良従事者」の表彰者が決定しました。

5. 新規加入会員の承認

正会員2社（有限会社アイレック、有限会社東昭こすも）の加入申込みについて承認されました。

【報告事項】

1. 家畜伝染病発生時の御協力に関する協定（案）

協定の概要及び栃木県農政部畜産振興課と協定を締結することを報告しました。

2. 令和3年度労働災害防止計画の策定

来年度の労働災害防止計画の概要について報告しました。

3. 令和2年度下半期業務執行状況報告書

今年度の下半期業務執行状況について報告しました。

4. 会員の異動

会員異動はなく、3月4日現在の正会員は196社、賛助会員は24社、合計220社であることを報告しました。

5. 今後の日程

主な今後の行事予定について報告しました。

6. 当協会青年部活動報告

直近の活動内容及び今後の予定等について報告しました。

新規加入会員紹介【正会員2社】

○有限会社アイレック 取締役 今井 晓

栃木県芳賀郡茂木町大字木幡397番地 TEL0285-63-1143 FAX0285-63-1163

◆栃木県 令和1年6月25日 *収集・運搬業（積替えを除く）

廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類

○有限会社東昭こすも 代表取締役 前原 裕子

栃木県河内郡上三川町大字多功1928-1 TEL0285-53-2759 FAX0285-53-2760

◆栃木県 平成27年12月1日 *収集・運搬業（積替えを除く）

廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類

当協会の令和3年度事業実施計画が決定

3月12日(金)に第55回理事会が開催され、当協会の令和3年度事業計画が承認されました。概要は次のとおりです。

令和3年度 事業実施計画

公益社団法人に移行して10事業年度目となる令和3年度は、循環型社会の中心的な担い手であるとの自覚を持ち、産業廃棄物処理業界の更なる発展と社会的地位の向上を目指して、産業廃棄物の適正処理推進、資源生産性の向上や普及啓発・情報提供など公益のための事業はもとより、行政や公益社団法人全国産業資源循環連合会との連携や人材育成を図るための事業など共益的な事業についても積極的に推進してまいります。また、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する許可講習会等につきましては今年度もWeb開催が決まり、新たな事業として、講習会の申し込みや講義ビデオを視聴できる環境を整え、パソコンの操作が苦手な方やWeb環境のない方を支援して参ります。

具体的な各事業の内容につきましては、次のとおりです。

I 公益目的事業

1 適正処理推進事業

(1)産業廃棄物管理票（マニフェスト）の普及啓発及び頒布

産業廃棄物の適正処理のために廃棄物処理法で義務付けられている産業廃棄物管理票の正しい使用方法等の普及啓発を目的に、公益社団法人全国産業資源循環連合会等が作成した管理票を広く排出事業者や産業廃棄物処理業者等に頒布する。

(2)排出事業者、処理業者、県民等に対する産業廃棄物に関する相談・指導

産業廃棄物に関する県民等からの相談に指導・助言するとともに、排出事業者からの処理業者の問い合わせに対し、適正処理を行う会員等を紹介する。

(3)廃棄物処理アドバイザリー事業

排出事業者の委託契約、マニフェストの運用、廃棄物処理法第12条第7項に定める処理状況現地確認、廃棄物処理施設を設置する手続き等に際し、支援、助言を行う。

(4)産業廃棄物の適正処理等に関する調査研究

公益社団法人全国産業資源循環連合会等関係機関と連携して、産業廃棄物の適正処理やリサイクル等に関する調査研究を行う。

(5)不法投棄・不適正処理防止対策の推進

平成17年7月に栃木県と締結した「不法投棄等の情報提供に関する協定」に基づき、会員の収集・運搬業務等を通じ、不法投棄等を発見した場合は速やかに関係機関に通報し早期解決を図る。また、県等が行う不法投棄防止キャンペーンへ参加する。

(6)災害廃棄物処理支援事業

被災した市町から直接応援要請を受けることが可能になった「栃木県災害廃棄物等の処理応援に関する協定」に基づき、地震や風水雪害等の災害により発生した災害廃棄物の迅速かつ適正な処理に支援・協力する。

2 研修事業

(1)産業廃棄物の適正処理等に係る実務者研修

産業廃棄物処理業者や排出事業者等を対象に産業廃棄物の適正処理に必要な基本的事項を中心とした研修会を実施する。

(2)産業廃棄物の減量化・再生利用等に関する研修

栃木県、宇都宮市、公益財団法人栃木県環境保全公社等と当協会との共催により排出事業

～協会ニュース～

者や処理業者を対象とした産業廃棄物の減量化・再生利用等に関する研修会を実施する。

(3)労働安全衛生に関する研修

産業廃棄物処理業における労働安全衛生の向上と現場における労働災害の減少を図るための研修会を実施する。

(4)トップセミナー

廃棄物処理業者（特に経営者層）の資質向上を目的に、これから産業廃棄物処理に関わる環境の変化や社会的ニーズに応じた経営戦略等に関する研修会を実施する。

3 普及啓発・情報提供事業

(1)産業廃棄物処理施設に係る県民の理解促進

栃木県、公益財団法人栃木県環境保全公社と連携を図りながら、産業廃棄物処理施設に対する県民の理解と信頼を深めるため、「ごみ処理施設見学コンシェルジュ事業」をはじめとした啓発事業を行う。

(2)協会だよりの発行

協会機関誌である「協会だより」を毎月1回発行するとともに、ホームページにも掲載し、産業廃棄物行政や協会の活動状況等各種情報を提供する。

(3)ホームページの運営

行政、公益社団法人全国産業資源循環連合会等からの情報や会員情報の充実を図りながら、情報発信のツールであるホームページを積極的に活用する。

4 栃木県環境保全緊急対策基金事業

当該事業は、産業廃棄物の不法投棄が発生した際に、不法投棄者以外の者が行う必要があると認められる不法投棄物の撤去支援、不法投棄物の飛散流失の防止、不法投棄の拡大防止等の措置を講じることにより、地域住民の生活環境の保全を図ることを目的としているが、該当事案が生じた場合は、「栃木県環境保全緊急対策基金運営・実施要領」に基づき、適切に事業を執行する。

II 共益事業等

1 組織強化事業

(1)新規会員の加入促進による組織の強化

協会組織の充実強化を図るため、協会未加入許可業者に対しパンフレットを配布する他、各種講習会等の場を活用して加入勧誘するなど、新規会員の加入促進に努める。

(2)会員名簿の作成・配布

会員の最新の許可事項等の情報を取りまとめた名簿を作成し、会員及び関係機関に配布する。

2 意識啓発向上事業

(1)表彰

産業廃棄物の適正処理に貢献した個人及び事業所に対し、協会長表彰を行うほか、行政や上部団体が行う表彰事業に協会員を推薦する。

(2)優良産業廃棄物処理施設等の視察

産業廃棄物処理施設の最新の情報等を収集するため、県内外の優良産業廃棄物処理施設の視察研修を行う。

(3)暴力団等反社会的勢力排除のための講習会

産業廃棄物処理業界から暴力団等反社会的勢力を排除するため、最近の暴力団等の情勢や企業への不当要求の実態と対策等に関する講習会を行う。

(4)産廃手帳の配布

～協会ニュース～

日々の産業廃棄物処理業務に活用するため、公益社団法人全国産業資源循環連合会が発行する手帳を希望する会員に配布する。

(5)行政等からの情報伝達

行政や関係団体からの法改正や指導通知等の情報を速やかに会員に通知し、会員の資質向上に努める。

(6)許可更新の通知

会員の産業廃棄物処理業許可の期限切れを防止するため、対象会員に対し許可更新の通知を行う。

3 他団体との交流・協力事業

(1)行政との意見交換会

産業廃棄物の適正処理の推進を図るため、協会からの意見・要望や産業廃棄物行政の課題等について栃木県及び宇都宮市の行政当局と意見交換を行う。

(2)排出事業者（団体）との意見交換会

産業廃棄物の処理に関する諸課題について、排出事業者と処理業者がお互いに認識を深め、適正処理を推進するための意見交換を行う。

(3)公益社団法人全国産業資源循環連合会等が実施する行事等への参加

公益社団法人全国産業資源循環連合会や栃木県等が実施する諸会議や各種事業に積極的に参加し、行政や関係団体との連携を深める。

(4)許可申請に関する講習会

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会」及び「特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」の実施協力機関として必要な協力業務を行う。また、Web講習会を当協会で受講できる環境を整える。

4 栃木県環境保全対策基金事業

当該事業は、会員の産業廃棄物の適正処理を促進するとともに、産業廃棄物の処理に起因する損害に対して補償を行う制度を確立し、もって県民の安全な生活を確保と環境の保全に寄与することを目的としているが、該当事案が生じた場合は、「栃木県環境保全対策基金運営規程」に基づき、適切に事業を執行する。

III 管理事業

1 総会・理事会等の開催

総会、理事会、三役会、各委員会及び各部会において協会の運営や諸課題について活発な議論を行い、協会を適切に運営していく。

(1)定時社員総会の開催

(2)理事会の開催

(3)三役会の開催

(4)委員会及び部会の開催

(5)交流会

(6)その他

① 栃木県日光杉並木街道保護基金への寄附

栃木県が世界に誇る貴重な文化遺産である「日光杉並木」保護のため、栃木県日光杉並木街道保護基金への寄附を行う。

～会社訪問～

《会社訪問》

今回は、加藤副会長の(株)日環と田城理事の(株)タシロ清掃を訪問しました。

1 会社概要

株式会社日環 代表取締役 長野 榮夫

住所：栃木県宇都宮市インターパーク四丁目7番地6 TEL 028-666-5066 FAX 028-666-5067

創業：昭和52年、従業員117名

2 許可の取得状況

《産業廃棄物収集運搬業》、《特別管理産業廃棄物収集運搬業》

栃木県、埼玉県、千葉県、群馬県、茨城県、東京都、神奈川県、福島県、長野県、宮城県、新潟県、秋田県

《産業廃棄物処分業》

栃木県 中間処理業（破碎、固形化、溶融、圧縮、減容、破碎・分別）

《主な認定・認証取得》

- ISO 14001 環境マネジメントシステム認定取得

- 消防団協力事業所認定

(消防庁：第803号、栃木県：第1号、宇都宮市：官消総第997号)

3 施設概要

昭和52年3月24日に廃棄物の収集運搬業として設立以来、皆様方の温かい御支援や御協力によりグループで収集運搬、中間処理、最終処分の一貫した処理体制を確立し成長して参りました。

4 会社からひと言

地球市民という自覚を持ち産業界においては循環型社会実現のため、地域社会においては自然保護の担い手としてどんな事が出来るのかを常に意識しながら廃棄物の処理を通して人々の豊かな生活と幸福、社会の発展に貢献し人の未来を創造する企業として信頼と安らぎを提供しながらこの青い地球を永遠に守って行きます。



栃木県総合運動公園東エリア



本社事務所前 日環岩戸神社

～会社訪問～

1 会社概要

株式会社タシロ清掃 代表取締役 田城 昇

住所：栃木県那須塩原市下厚崎 255 番地 6 TEL 0287-62-5313 FAX 0287-73-7044

創業：昭和 47 年、従業員 24 名

2 許可の取得状況

《産業廃棄物処理業》

○栃木県 許可番号 00910044406 (収集・運搬、積替えを含む)

・【積替えを除くもの】燃え殻、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む）、繊維くず、動植物性残さ、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む）、鉱さい、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）、動物のふん尿、ばいじん

・【積替えを含むもの】汚泥（水銀使用製品産業廃棄物を含む）、廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含む）、紙くず、木くず、ゴムくず、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む）、がれき類

○栃木県 許可番号 00920044406 (中間処理／破碎)

・廃プラスチック類、木くず、ゴムくず

《一般廃棄物処理業》

○那須塩原市許可番号：那塩廃第 189 号 (収集運搬業)

○那須塩原市許可番号：那塩廃第 69 号 (処分業)

○那須町許可番号：那環第 304 号 (収集及び運搬)

《主な認定・認証取得》

・ISO 14001:2015/JIS Q 14001:2015 環境マネジメントシステム認証取得

3 施設概要

産業廃棄物の収集運搬及び中間処理、一般廃棄物収集運搬を軸に事業展開しております。産業廃棄物については、主に製造業や建設業から排出される廃棄物を取り扱っており、一般廃棄物については、事業所のみならず家庭から排出される廃棄物も取り扱っております。



4 会社からひと言

弊社では、廃棄物のリサイクル促進など地球環境に負荷の少ない事業活動を行う事を重要なテーマとしております。また、小規模な会社ならではの機動力を活かし、迅速かつ適正な廃棄物処理を行い、地域の快適な環境作りに寄与していきます。

○このコーナーは、理事から会員皆様にバトンタッチしてゆきたいと思います。

BUNさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！



前々回から排出事業者が特に気になさる「委託契約」に関することについて取り上げています。では、早速前回の宿題から。

宿題Q、産業廃棄物の運搬を委託する際に受託者が積替保管を行う場合、委託契約書に記載しなければならない事項として正しいものには○を、間違っている(法令では規定されていない)事項には×をつけなさい。

- a 積替保管を行う場所の所在地
- b 積替保管を行う産業廃棄物の種類
- c 委託する産業廃棄物が安定型産業廃棄物である場合は、積替保管を行う場所において他の廃棄物と混合することの許否に関する事項
- d 積替保管のための保管上限
- e 積替保管のための保管の高さ

【解説】

運搬を委託する場合で、受託者が積替保管を行う場合については、省令8条の4の2第4号において、「産業廃棄物の運搬に係る委託契約にあっては、受託者が当該委託契約に係る産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合には、当該積替え又は保管を行う場所の所在地並びに当該場所において保管できる産業廃棄物の種類及び当該場所に係る積替えのための保管上限」と規定されていることからa、b、dは該当する。さらに、安定型産業廃棄物の運搬を委託する場合には、当該安定型産業廃棄物が他の廃棄物と混合することにより安定型産業廃棄物としての処分に支障が生ずる場合も考えられることから、省令8条の4の2第5号において、当該安定型産業廃棄物と他の廃棄物とを混合することの委託者の許否等についても記載することと規定されている。よってcも該当する。

正解 a～d ○、 e ×

なお、これはあくまでも委託契約書に記載するべき事項です。「保管の高さ」は契約書の記載事項にはなっていませんが、積替保管の基準としては規定されていますから、収集運搬業者は当然「保管の高さ」も守らなければなりません。初心者の方や排出事業者で「積替保管」を承知していないという方もいらっしゃるかもしれませんのでちょっと道草を。

本来、廃棄物は排出事業者のところで車両に積み込んだら、処理施設(焼却炉や埋立地など)に直送するのが原則です。ところが、排出場所が路地が入り組んだ場所で大型車両が入れない。そのため運び出すのには軽トラしか使えない。しかしながら、そこから出た産業廃棄物は300キロも離れた長野県の焼却炉で処理する。軽トラで300キロも運ぶのは極めて効率が悪い。…といったケースでは、軽トラで集めた後で、一旦一箇所に降ろして、改めて20トントレーナーに積み替えて、遠くまで運ぶ。この「降ろして積み替える」ためには必ず一旦「保管」する必要がありますよね。この積み替えるために保管する行為を「積替保管」と呼ぶのです。

～廃棄物処理問題～



この「積替保管」は収集運搬業の「事業の範囲」になりますから、「積替保管無し」から「積替保管有り」に変更する際は「変更許可」になります。さらに、産業廃棄物収集運搬業の許可是原則、都道府県知事の許可なのですが、この「積替保管」を政令市（廃棄物処理法の政令で定める市、ということで中核市以上がこれに該当します。栃木県内では宇都宮市が政令市になっています。）内で行う時は、政令市長の許可となっています。

では、復習を兼ねて、収集運搬業の基本問題から。

Q、茨城県で発生した産業廃棄物を茨城県で車両に積み込み、そのまま福島県を通過して、山形県の最終処分場で降ろして、埋め立てる。収集運搬業の許可の必要な県の組合せで正しいものはどれか。

- (1) 茨城県と山形県
- (2) 茨城県と福島県
- (3) 茨城県と福島県と山形県
- (4) 福島県と山形県
- (5) 茨城県

【解説】

廃棄物の収集運搬業の許可是、積み込む場所と積み卸しを行う場所を管轄する許可権限者ごとに必要であり、単に通過する県では不要である。なお、積替保管を政令市内で行う時は政令市長の許可となる。

正解 (1)

では、今回の宿題はこのあたりで出してみましょうか。

宿題Q

福島県郡山市で発生した産業廃棄物を、郡山市内でいったん積替保管を行った後に再度郡山市で積み込み、いわき市を通り、会津若松市の中間処分場に搬入する収集運搬業を営むとき、収集運搬業の許可が必要な自治体の組み合わせで、正しいものはどれか。なお、郡山市といわき市は廃棄物処理法政令市となっているが、会津若松市は政令市にはなっていない。（令和2年8月現在）

- (1) 福島県のみ
- (2) 郡山市と福島県
- (3) 郡山市と会津若松市と福島県
- (4) 郡山市と会津若松市といわき市
- (5) 郡山市と会津若松市といわき市と福島県

※問題、解説は拙著「廃棄物処理法問題集」からの転載です。



佐藤泉法律事務所

LAW OFFICE OF IZUMI SATO

代表者：弁護士 佐藤 泉

〒104-0061 東京都中央区銀座1丁目16-6 鈴常ビル4階

TEL03-5250-1808 FAX03-5250-1807 <http://satoizumilaw.com>

Column
コラム

○「グリーンから始めるインパクト評価ガイド」公表

環境省は3月26日、ESG金融の展開のために、「グリーンから始めるインパクト評価ガイド」を公表しました。

環境・社会・経済問題を統合的に解決する事業を促進するためには、金融による支援が重要です。しかし、事業には環境に対するポジティブなインパクトとネガティブなインパクトが併存していることが少なくありません。そのインパクトをどう特定して評価するか、難しい問題が発生します。環境省は、その考え方や手法を整理するために、今回のガイドを作成しました。温暖化対策・生態系保護などが重要ななかで、さらにコロナウイルス対策を契機として、大きな社会変化が起きています。今後、金融に支えられる事業活動がどう変化していくか、予測困難ではないでしょうか。

<https://www.env.go.jp/press/109376.html>

(佐藤泉法律事務所ホームページ 令和3年3月29日掲載)

○プラスチック新法閣議決定

2021年3月9日、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案」が閣議決定されました。

廃プラスチックによる海洋汚染等への対策が、国際的に高まっています。この流れを受けて、使い捨てプラスチックの抑制、使用済みプラスチック製品のリサイクル推進などを目的とする新法が、今国会に提出される予定です。環境配慮設計及び資源循環を強制することは困難であるため、自主的取り組みの推進を図ることになるでしょう。容器包装リサイクル法及び廃棄物処理法との整合性と自主的取り組みの推進の関係をどう調整するのか。社会への影響はまだ未知数といえるでしょう。

<https://www.meti.go.jp/press/2020/03/20210309004/20210309004.html>

<https://www.meti.go.jp/press/2020/03/20210309004/20210309004-1.pdf>

(佐藤泉法律事務所ホームページ 令和3年3月15日掲載)

○小型家電リサイクル法基本方針改定

2021年3月1日、小型家電リサイクル法の基本方針が改定されました。

小型家電リサイクル法は、パソコン、携帯電話、扇風機などの電気・電子機器廃棄物のリサイクルを促進する法律です。認定業者が金属を回収して資源循環をすること、廃棄物の埋立処分量削減が期待されています。平成30年までに年間14万tの回収目標としていましたが、回収量は低迷しています。今回の改定では、引き続き令和5年度までに年間14万tの回収目標を継続することになりました。小型家電の金属含有量は減少傾向にあり、プラスチック素材が増えています。また、リチウムイオン電池を含む小型家電が増加しており、回収・リサイクルの段階での発火の危険も高まっています。今後、小型家電のリサイクル促進のために何をするべきか、難しい課題です。

<https://kanpou.npb.go.jp/20210301/20210301g00044/20210301g000440076f.html>

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000215322>

(佐藤泉法律事務所ホームページ 令和3年3月8日掲載)

～相談事例～

こんな時、どうするの？ 倉庫に保管していたものが売れなくなつた



今月号も、協会にあった相談事例を紹介します。

(内容)

本社が栃木県内にあり、当社はプラスチックペレット製造している会社です。ペレットを大阪の倉庫会社と契約して大阪に保管していました。保管していたペレットが、汚れて売れなくなつてしまつたので、保管会社に頼んで処分しようと考えているが、処分する時の委託者は保管会社で良いか。また、栃木県内の本社に戻して、当社が委託者にならないと違反になるか。

(回答)

汚染される前のプラスチックペレットは、保管会社に売却したものなのか、貴社が所有していたのか。保管会社に売却などして所有者が保管会社なら、保管会社が処理を委託することになります。お話の内容だと所有者はまだ貴社のようなので、処理する際の委託者は貴社になります。ただし、処分にするあたりわざわざ汚染されたプラスチックペレットを、栃木県に運搬する必要はなく、運搬費用を考慮しても、栃木県に運搬したほうが有利な場合は別ですが、大阪周辺で処理業者を探して処理を委託することが可能です。

委託する場合には、必ず事前に貴社が書面で廃棄物処理法に定められた項目を記載した委託契約書を受託者と交わし、実際に汚染されたプラスチックペレットを渡すときには、マニフェストを交付する必要があります。

廃棄物処理アドバイザリー事業者を募集中！

当協会では、ダイコ事件を発端に排出者責任が強化されたことから、排出事業者の委託契約、マニフェストの運用、廃棄物処理法第12条第7項に定める処理状況現地確認等に際し、支援、助言を行う事業を実施しております。（4月10日現在、12件契約）

詳細につきましては、協会へお問い合わせください。TEL028-612-8016

(主な事業)

- 排出事業者と委託業者の契約書確認（契約内容に漏れがないか等）。
- マニフェスト等の確認（適正に運用されているか、年次報告が提出されているか等）。
- 処分状況の確認（処分業者の事業場へ出向き、契約書、マニフェスト、処理状況を確認）。
- 処理施設の増設、更新等手続きの指導、助言等。

(その他)

- 契約期間は1年間。
- 料金は1事業所、※年間10万円。（当協会の正会員及び賛助会員は5万円）
※事業場確認等に係る交通費は、協会の旅費規定により別途料金が発生いたします。

一組織強化の推進について

当協会は、産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等の事業を通じて生活環境の保全、公衆衛生の向上及び資源の効率的活用を図ることにより、県民の福祉の向上に寄与することを目的とした公益法人の団体です。協会会員の増強につきましては、協会事務局等において日頃、入会を勧めているところでありますが、令和3年4月10日現在、正会員194社・賛助会員24社であり各都道府県協会と比較しますと会員数が少ない状況です。会員の拡充は、組織の社会的発言力を強化し業界発展の基礎となります。

会員の皆様におかれましても、未加入の処理業者の方へは正会員として、また取引先の排出事業者の方には賛助会員として、御入会頂きますよう勧誘をお願いいたします。

お問い合わせは、協会事務局まで御連絡ください。TEL028-612-8016

～行政ニュース～

令和3年度 栃木県・宇都宮市 廃棄物担当職員

令和3年4月1日付けの人事異動による栃木県及び出先機関、宇都宮市の産業廃棄物担当職員は次のとおりです。

■栃木県環境森林部

環境森林部長	鈴木 英樹
環境森林部次長兼環境森林政策課長	渡辺 順一
環境森林部次長	佐橋 正美
環境森林部参事	大竹 久弥
資源循環推進課	
資源循環推進課長	齋藤 利也
課長補佐（総括）	熊久保 優子
企画推進担当 TEL028-623-3228	廃棄物対策担当 TEL028-623-3107
課長補佐（GL） 加藤 道夫	課長補佐（GL） 高木 時美
副主幹 手塚 秀夫	主任 志鳥 博一
主任 赤羽 則臣	主任 小野 陽平
主事 三上 敦史	主事 上野 愛美
	技師 秋山 貴善
(災害等廃棄物対策) TEL028-623-3098	審査指導班 TEL028-623-3154
係長（TL） 松本 直之	班長 横山 泰治
主査 阿部 克久	副主幹（併） 金子 公久
技師 藤倉 功太	副主幹 中村 秀悦
業務支援員 大久保 裕理	主査（併） 阿部 誠
	主査 荒川 博
	主査 泉 陽誉
	主任 星 恵一郎
	主任 大谷 直樹
	主事 小林 由依
	技師 関 貴文

■県西環境森林事務所 TEL0288-23-1000

環境部長	大金 重秀
部長補佐兼環境対策課長	野澤 剛
主査	津久井 哲夫
主任	麻生 祐太
技師	小窪 綾香
主事	柏木 達哉
主事	星野 正樹
環境部長	伊東 佳久
部長補佐兼環境対策課長	大関 正浩
主査	高橋 南
主査	前野 優哉
主任	小西 智之
主事	日賀野 大地
技師	大内 基彰
主事	久保庭 美砂

～行政ニュース～

■県北環境森林事務所 TEL0287-22-2277

環境部長	手塚 有久
部長補佐(総括)兼環境対策課長	田村 博
副主幹	君島 淳一
主査	大野 貴博
主査(併)	森田 正幸
主任	金原 悠祐
主任	菅井 伸祥
主任	館野 雄備
主事	金沢 巧
技師	築田 慧
技師	津久井 悠将
技師	福田 宏樹

■県南環境森林事務所 TEL0283-23-4445

環境部長	倉井 宏明
環境対策課長	藤平 慶志
副主幹	海老沢 豊
主任	麻生 貴史
主事	深野 昂大

■小山環境管理事務所 TEL0285-22-4309

所長	福士 宏樹
所長補佐(総括)兼環境対策課長	高梨 真紀
係長	青木 宏行
主査(併)	小林 優也
主査	渡辺 秀樹
主任	田中 晴隆
主任	船渡川 茂
技師	尾形 将臣
主事	武井 篤宏

■宇都宮市環境部

環境部長	船山 伸一
環境部次長	大島 修司
廃棄物対策課	
廃棄物対策課長	田崎 俊夫
廃棄物対策課主幹	山際 亮
廃棄物対策課長補佐	中村 靖
適正処理指導グループ TEL028-632-2929	事業審査グループ TEL028-632-2928
係長	安達 優
総括	坂口 智洋
主任	手塚 由美子
主任主事	三堂地 裕太
主事	高久 樹
主事	平石 純子
主事	飯野 龍志
係長	川村 幸良
総括	山本 泰宏
主任主事	宮下 勝彰
技師	植野 亜斗夢
主事	松島 悅
主事	隱岐 梓

栃木県資源循環推進計画の策定について

栃木県環境森林部資源循環推進課

県では、廃棄物処理法に基づく法定計画として、令和3（2021）年度を初年度とする「栃木県資源循環推進計画」を令和3（2021）年3月26日に策定しました。本計画に基づき、資源循環の推進に向けて各種施策を推進して参ります。

<本計画について>

1 計画の趣旨

食品ロスや海洋プラスチックごみ対策など、資源循環を巡る情勢や頻発する大規模災害から発生する災害廃棄物への対策などの状況を踏まえ、新たな課題に柔軟に対応し、資源循環のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、新たな廃棄物処理計画を「栃木県資源循環推進計画」として策定するものです。

2 計画の位置付け

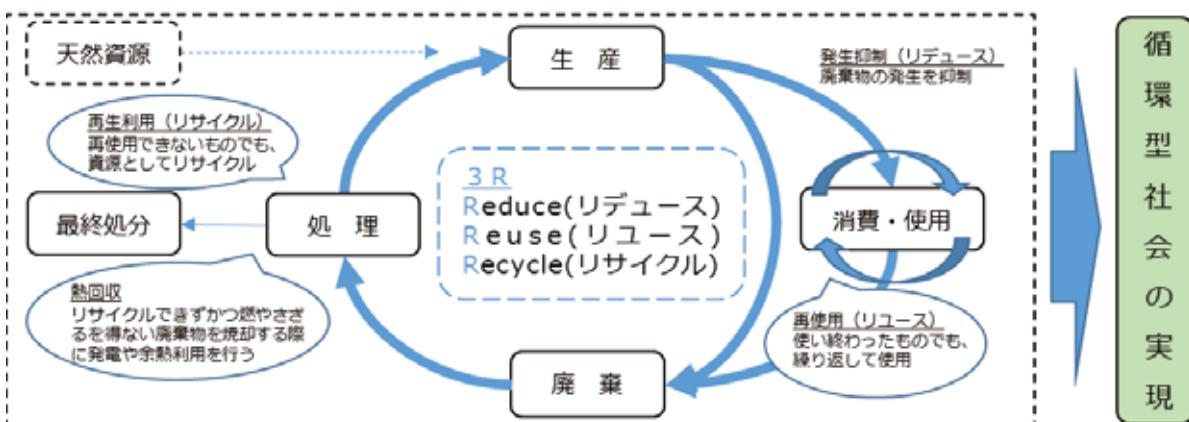
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5第1項の規定による計画
- ・栃木県環境基本計画の部門計画

3 計画の期間

おおむね10年後を見据えた上で、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間

4 基本的な考え方

モノが資源として適正に循環する仕組みを築き、持続可能な循環型社会の実現を目指す。



▶ 詳しくは、次ページに掲載しております「計画の概要」をご覧ください。

◇お知らせ～組織の名称が変わります～

これまで廃棄物の減量及び適正処理に関する施策を展開してきた「廃棄物対策課」ですが、資源循環を巡る情勢の変化を踏まえ、廃棄物を資源として循環・有効活用するための施策を更に推進するため、4月1日より、「資源循環推進課」に改称します。

なお、改称に伴い、電話番号及びファックス番号の変更はございませんが、メールアドレスが変更となりましたので、併せてお知らせします。

- ・組織名称 : (新) 栃木県環境森林部資源循環推進課
- ・メールアドレス : (新) shigen-junkan@pref.tochigi.lg.jp

栃木県資源循環推進計画

【令和3(2021)年度～令和7(2025)年度】

1 計画策定の趣旨

食品ロスや海洋プラスチックごみ対策など、資源循環を巡る情勢や頻発する大規模災害から発生する災害廃棄物への対策などの状況を踏まえ、新たな課題に柔軟に対応し、資源循環のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、新たな廃棄物処理計画を「栃木県資源循環推進計画」として策定するものです。

2 計画の位置付け

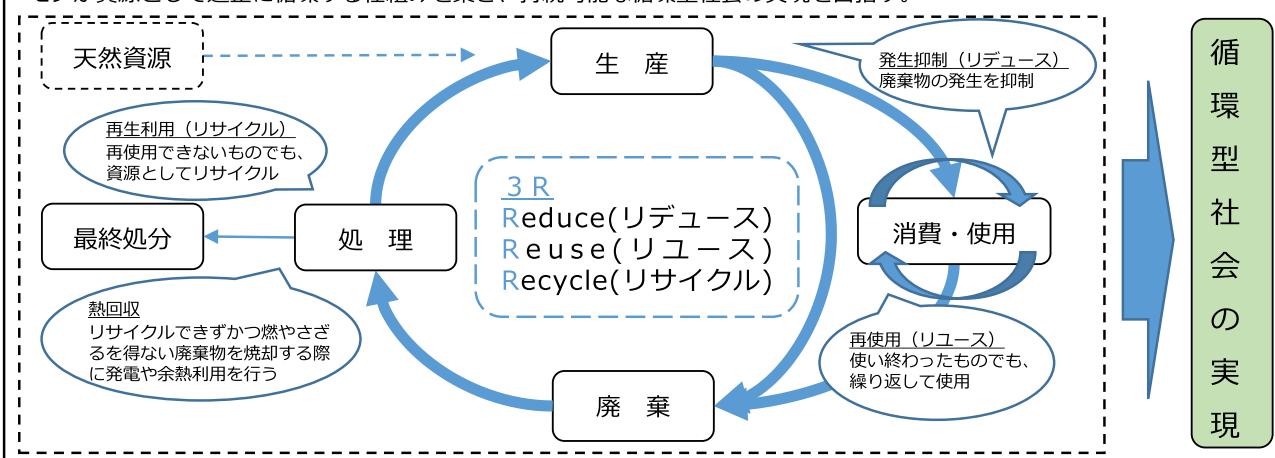
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5第1項の規定による計画
- 栃木県環境基本計画の部門計画

3 計画の期間

おおむね10年後を見据えた上で、令和3（2021）年度～令和7（2025）年度までの5年間

4 基本的な考え方

モノが資源として適正に循環する仕組みを築き、持続可能な循環型社会の実現を目指す。



5 おおむね10年後の将来像

- モノが資源として循環するライフサイクル
全体での資源循環の取組が拡大
- 地域の特性やモノの性状等に応じて、地域における資源の循環が形成
- 気候変動対策につながる資源循環推進体制が確立
- 廃棄物・リサイクル産業が成長し、地域で新たに雇用創出、企業立地等が実現

6 本計画におけるテーマ

資源循環の推進

テーマ1
ライフサイクル全体での資源循環の推進



テーマ2
資源循環としての適正処理の推進



テーマ3
資源循環推進体制の確保



テーマ4

廃棄物・リサイクル産業の振興

テーマ1 ライフサイクル全体での資源循環の推進



【目標】

ライフサイクル全体での資源循環の推進のため、県民及び排出事業者に対し、廃棄物をできるだけ発生させない意識の浸透を図るとともに、プラスチックをはじめとした再生利用に向けた取組を促進し、最終処分量の削減を図ります。

【指標（現状値と目標値）】

	指 標	現 状 値 [H30(2018)]	目 標 値 [R7(2025)]
指標1	県民1人1日当たりの生活系一般廃棄物の排出量【g/人・日】	672	650
指標2	県内の産業による生産額（実質）1億円当たりの産業廃棄物の排出量（農業及び鉱業に係るものを除く）【t/億円】	52.0 ※H29(2017)時点	48.8
指標3	県内で排出された一般廃棄物の最終処分量【千t】	57	53
指標4	県内で排出された産業廃棄物の最終処分量【千t】	87	84

具 体 的 な 取 組

1 廃棄物の発生抑制・再使用

施策1 県民による発生抑制・再使用の取組促進

- 食品ロスの削減を促進 ○使い捨てプラスチックの使用削減を促進（3Rプラス3R）等

施策2 排出事業者による発生抑制・再使用の取組促進

- 事業系一般廃棄物の削減及び分別を促進 ○排出事業者による発生抑制に向けた取組を促進 等

2 廃棄物の再生利用

施策1 高度なりサイクルシステムの構築

- 再生利用の優先順位を意識した廃棄物の分別等を促進 ○一般廃棄物の分別区分の拡大を促進 等

施策2 再生材や再生可能資源の利用促進

- 「どちの環工コ製品」の認定件数の増加を推進 ○環境配慮設計の先進事例を周知 等

テーマ2 資源循環としての適正処理の推進



【目標】

廃棄物の適正処理に向けた環境整備を進めるとともに、不適正処理に対する効果的な防止対策を行います。

【指標（現状値と目標値）】

	指 標	現 状 値 [R元(2019)]	目 標 値 [R7(2025)]
指標1	本県から優良認定を受けた産業廃棄物処理業者の数（栃木県内業者）【事業者】	37	61
指標2	県内で発生した産業廃棄物不法投棄の件数（10t未満を含む。）【件】	146	70

具 体 的 な 取 組

施策1 排出事業者の意識改革

- 排出事業者による廃棄物の分別、処理基準及び委託基準の遵守を徹底 ○優良認定を受けた処理業者情報を公開 等

施策2 不法投棄等の不適正処理対策

- 未然防止に向けた普及啓発や関係機関と連携した監視等を実施 ○不法投棄、不適正処理事案への厳正な対処を実施 等

施策3 処理困難な廃棄物等の処理体制の確保

- 市町等で処理が困難な一般廃棄物の処理体制を確保 ○石綿を含む建設系廃棄物の適正処理の立入検査等を実施 等

施策4 P C B廃棄物の確実な処理

- 県内の高濃度P C B廃棄物の把握に向けた保有状況の確認を実施 ○処分期間内の適正処理に向けて保管事業者を指導 等

施策5 放射性物質に汚染された廃棄物の処理の促進

- 指定廃棄物の保管農家の負担軽減に向けた県としての役割を遂行 ○早期処理に向けた国の施策への協力

テーマ3 資源循環推進体制の確保



【目標】

資源循環推進体制の確保を図ることで、廃プラスチック等の廃棄物の循環利用を促進します。また、非常災害時において、災害廃棄物等を円滑かつ迅速に処理できるよう、市町等、関係団体、処理業者等と連携し、そのための体制を整備します。

【指標（現況値と目標値）】

	指 標	現 状 値 [H30(2018)]	目 標 値 [R7(2025)]
指標1	県内で排出された一般廃棄物の再生利用率 [%]	16.0	19.0
指標2	県内で排出された産業廃棄物の再生利用率 [%]	50.2	53.0
指標3	県内に新設される焼却施設における熱回収設備の導入率 [%]	－	100
指標4	大規模災害等に備えた事業継続計画（BCP）の策定市町数【市町】	6 ※R2(2020)時点	25

具 体 的 な 取 組

1 資源循環に向けた処理体制
施策1 安定的、効率的な一般廃棄物処理体制の構築 ○人口減少等を見据えた、市町等の処理施設の配置、収集方法等の検討を実施 等
施策2 再生利用のための施設の整備促進 ○廃棄物の性状と再生利用可能な品目等を分析し、需要と供給のマッチングを図り、施設整備を促進 等
施策3 焼却施設における熱回収の促進 ○処理業者への熱回収に関する普及啓発を実施 ○市町等の焼却施設における高度な発電設備等の導入を促進 等
施策4 廃棄物系バイオマスの有効利用の促進 ○未利用の廃棄物系バイオマスの再生利用等の取組を促進 ○下水汚泥の有効利用の可能性について検討を実施 等
施策5 必要な産業廃棄物最終処分場の確保 ○安定型最終処分場について必要容量の確保を推進 ○県営処分場「エコグリーンとちぎ」の着実な整備を推進 等
2 災害廃棄物処理体制の整備
施策1 県及び市町における災害廃棄物の処理体制の整備促進 ○市町等の災害廃棄物処理計画の策定等を促進 ○災害時の迅速かつ適切な処理に向けた初動対応訓練を実施 等
施策2 廃棄物処理施設の強靭化 ○民間処理施設の耐震化等の取組を促進 ○市町等の処理施設の大規模自然災害に備える取組検討を促進 等

「資源循環の推進」の取組～プラスチックごみの削減に向けて～

プラスチックは、私たちの生活に利便性と恩恵をもたらす一方、現在、使い捨てプラスチックをはじめ、陸上から海洋へのプラスチックの流出などにより、地球規模での環境汚染が懸念されています。

このような状況を踏まえ、令和元(2019)年8月、プラスチックごみ対策の一層の強化を図るために、県と県内全25市町による「栃木からの森里川湖（もりさとかわうみ）プラスチックゼロ宣言」を行いました。県と県内全市町による共同宣言は全国初の取組です。

また、令和2(2020)年3月には、議員提案による栃木県プラスチック資源循環推進条例が制定・施行されました。プラスチックに焦点を当て循環型社会を志向する条例としては、全国初の取組であり、本県が全国に先駆け、議会・市町一体となってプラスチック問題を取り組んでいくことを明らかにしました。



テーマ4 廃棄物・リサイクル産業の振興



【目標】

廃棄物処理施設等に対する県民等の理解を促進するとともに、必要な処理施設の確保等を通じて、廃棄物・リサイクル産業の振興を図ります。

【指標（現況値と目標値）】

	指 標	現 状 値 [R元(2019)]	目 標 値 [R7(2025)]
指標1	県内の産業団地等におけるリサイクル施設の立地件数【件】	78	増加を目指す
指標2	「とちの環工コ製品」の認定件数【件】	119	137

具 体 的 な 取 組

施策1 廃棄物処理施設に対する県民等の理解促進

○処理施設の必要性等について、県民等の理解を促進 ○処理施設の周辺地域等の公益的な施設の整備を進める 等

施策2 優良な処理業者の育成

○処理業者に対し、優良認定制度の活用の普及啓発を推進 ○優良認定を受けた処理業者情報のホームページ公開を実施

施策3 リサイクル施設の立地促進等

○関係部局と連携し、県内産業団地等への立地を促進 ○「とちの環工コ製品」の認定件数の増加を推進（再掲） 等

～この計画の着実な推進のために～

1 各主体の役割

この計画を着実に推進するためには、各主体が、それぞれの役割を十分に認識した上で、相互に連携し、日頃の生活又は事業活動の場で取組を実践していく必要があります。

○県民	： 日々の暮らしにおいて、廃棄物の発生抑制の意識を持つとともに、廃棄物の再生利用に向けて分別を行うこと等、資源循環に向けて取り組むことが期待されます。
○事業者	： 排出者責任を十分認識し、廃棄物を適正に処理するとともに、廃棄物の排出を抑制し、環境に配慮したものづくりに向けた取組等、資源循環に向けた取組が期待されています。
○処理業者	： 生活環境の保全を確保した上で、適切な処理を行うとともに、廃棄物の循環利用を図る等、廃棄物・リサイクル産業の担い手として、資源循環に向けた大きな役割が期待されています。
○市町等	： 持続的な施設の運営を図り、住民に対し、3Rや適正処理の推進を図るなど、一般廃棄物処理計画に基づき、総合的かつ計画的に資源循環に向けた施策に取り組むことが期待されています。
○県	： 本計画に掲げる目標の達成に向け、各種施策を進めるとともに、循環型社会の構築を目指して、県民、事業者、処理業者、市町等と連携を図りながら、資源循環に向けて取り組みます。

2 計画の進行管理

この計画を着実に推進するため、県では、毎年度、各種施策の実施状況を把握するとともに、その状況を公表することで、各主体と共に認識を図りながら、この計画の進行を管理していきます。



栃木県環境森林部廃棄物対策課

〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20
(電話) 028-623-3228
(FAX) 028-623-3113

STOP！コロナ差別

更なる感染を防ぎ、医療を守るためにも、
新型コロナウイルス感染症を理由とした
偏見や差別、いじめなどは決して許されません。



医療従事者をはじめ、私たちの健康や
くらしを支えるために奮闘されている方々に
心から感謝し、エールを送りましょう。

「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に、新たに差別的取扱い等の防止に関する規定が設けられました。（2021年2月13日施行）

栃木県県民生活部 人権・青少年男女参画課 人権施策推進室
TEL 028-623-3027 / FAX 028-623-3028

開館時間：午前9時30分～午後5時（入館は午後4時30分まで）
休館日：月曜日（5月3日は開館）、5月6日（木）
観覧料：一般 900（800）円／大高生 600（500）円／中学生以下無料
()内は20名以上の団体料金
無料日：6月12日（土）、13日（日）、15日（火・県民の日）

主催：栃木県立美術館、神奈川新聞社
特別協力：町田市立博物館
後援：朝日新聞宇都宮総局、NHK宇都宮放送局、エフエム栃木、産経新聞社
宇都宮支局、下野新聞社、東京新聞宇都宮支局、とちぎテレビ、栃木放送、
日本経済新聞社宇都宮支局、毎日新聞社宇都宮支局、読売新聞宇都宮支局

栃木県立美術館
Tochigi Prefectural Museum of Fine Arts
〒320-0043 宇都宮市桜4-2-7 TEL 028-621-3566
<http://www.art.pref.tochigi.lg.jp/>
岩田 勝七《貝》(部分) 1962年 町田市立博物館蔵

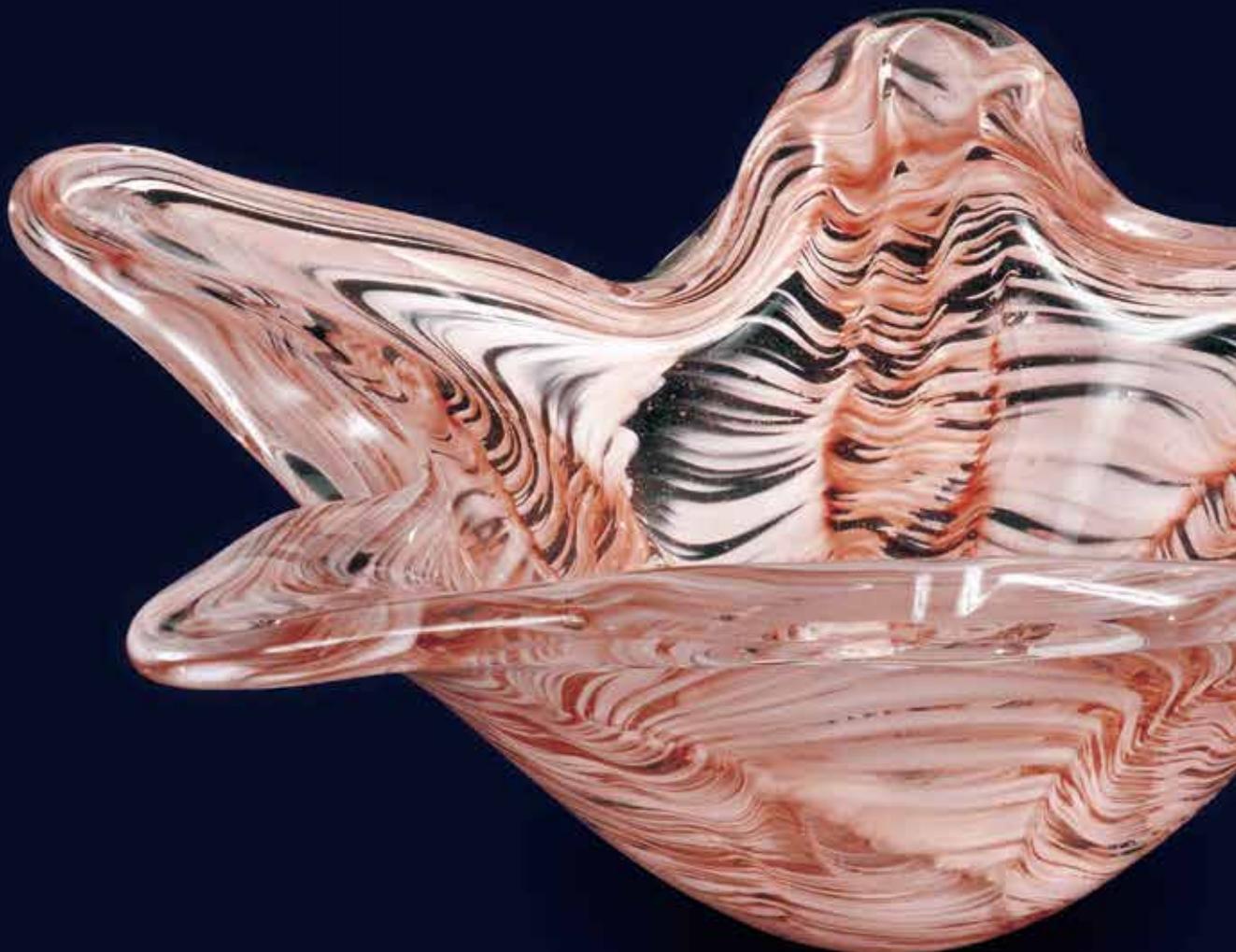
2021.4.17(土) — 6.27(日)

AWATA TOSHIICHI, HISATOSHI AND ITOKO: THE PIONEERS OF JAPANESE MODERN GLASS ART
FROM THE COLLECTION OF MACHIDA CITY MUSEUM

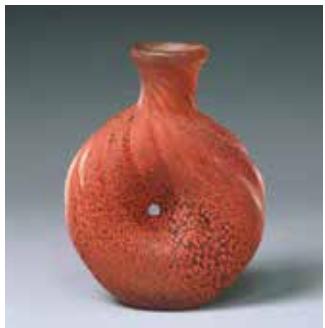
町田市立博物館所蔵

岩田色ガラスの世界

岩田 藤七・久利・糸子



～栃木県立美術館からのお知らせ～



岩田 藤七
/AWATA TOSHIJI



岩田 久利
/AWATA HISATOSHI

岩田 糸子
/AWATA ITOKO

1	2	3
4	5	6
7		8



昭和初期、ガラスといえば食器や板ガラスなどの実用品や、硬質な切子ガラスなどの生産が一般的でした。そこで岩田藤七（いわた とうしち 1893-1980）は、宙吹き技法による熔けたガラス特有のやわらかな造形に豊かな色彩をまとった作品を発表し、日本のガラス工芸を芸術の域にまで高めました。さらに、長男の久利（ひさとし 1925-1994）は、研ぎ澄まされた感性と豊富な化学的知識により色と光が織り成す華麗な作品を作り上げ、久利の妻の糸子（いとこ 1922-2008）は、藤七が興した岩田工芸硝子株式会社を受け継ぎ、自らもガラスの装飾壁画や大皿などを制作しました。本展では町田市立博物館のコレクションより、近代日本のガラス工芸史の礎を築いた岩田藤七・久利・糸子の作品約100点をご紹介します。

- 1. 岩田藤七《瓶》1969年
 - 2. 岩田藤七《貝「波の響」》1976年
 - 3. 岩田藤七《コンポート「浄」》1976年
 - 4. 岩田久利《コンポート》1983年
 - 5. 岩田久利《花器》1982年
 - 6. 岩田久利《大鉢》1992年
 - 7. 岩田糸子《花器「連山」》1999年
 - 8. 岩田糸子《飾り玉「胡蝶の首飾り」》2005年
- *すべて町田市立博物館蔵

町田市立博物館所蔵
岩田色ガラスの世界
岩田藤七・久利・糸子

[関連イベント] *各イベントとも当日の企画展観覧券が必要です。
*新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、予定を変更する場合があります。詳細についてはお問合せください。

A. 講演会 *往復はがきによる事前申込み
「日本のガラス工芸史における
岩田藤七・久利・糸子」

講師：齊藤晴子氏（町田市立博物館学芸員）
日時：5月23日（日）午後2時-3時30分
会場：集会室
定員：60名

B. ギャラリートーク（担当学芸員による）*事前申込み不要

日時：4月17日（土）午後3時30分-
5月16日（日）、6月6日（日）各回とも午後2時-（1時間程度）
会場：企画展示室

C. ワークショップ *事前申込み・先着順（TEL.028-621-3566）

「銀とガラスで作るアクセサリー」

銀板を好きな形に加工し、ガラス質の釉薬を施して電気炉で焼成し、個性の光るオリジナルアクセサリーを作ります。

講師：鈴木武雄氏（造形作家）

日時：5月30日（日）午後1時-4時

会場：集会室

対象：高校生以上

定員：16名

費用：2,100円（材料費・保険代）



[A] 往復はがき1枚につき2名までご応募可能です（応募多数の場合は抽選）。
往信の裏面に、参加希望イベント名、お申込み人数、各自の住所・氏名・電話番号を、返信の表面にお申込み者の郵便番号・住所・氏名をご記入の上、当館「岩田色ガラスの世界展 イベント係」までお送りください（締切：5月7日（金）必着）。

*ご提供いただく個人情報は、本件以外に使用することはありません。

コレクション展 | いろいろ、ポートレイト
4月17日（土）- 6月27日（日）

[宇都宮美術館のご案内]

- ・宇都宮美術館コレクション ジョルジュ・ビゴー展
- ・第13回宇都宮エスペーヌ賞 伊藤 遼平展
透明で優しいものたちへー
- 2月7日（日）- 5月16日（日）
宇都宮市長岡町1077 TEL.028-643-0100

[交通案内]

- 電車・バス
 - ・JR東京駅から東北新幹線にて約50分
 - ・JR宇都宮駅（西口6番・7番バス乗場）、東武宇都宮駅から「関東バス作新学院・駒生行き」で約15分「俊通十文字」バス停下車 徒歩5分
- 自家用車
 - ・東北自動車道鹿沼ICより約10km、約20分
 - ・北関東自動車道壬生ICより約13km、約25分



栃木県立美術館

Tochigi Prefectural Museum of Fine Arts

T320-0043 宇都宮市桜4-2-7 TEL.028-621-3566

<http://www.art.pref.tochigi.lg.jp/>

産業廃棄物処理事業経営塾 塾生募集

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団では、産業廃棄物処理の中核的な担い手になると思われる企業の経営責任者や将来の幹部候補職員を対象として、広域な知識、見識が求められる産業廃棄物の処理業の経営について、全国の水準を高める役割を担う人材を育成することを目的に「令和3年度 第17期産業廃棄物処理事業経営塾」を開講することとなりました。申込みを希望する方は、産業廃棄物処理事業振興財団のホームページから所定の入塾願書をダウンロードするか、当協会にパンフレットが置いてありますので御連絡ください。TEL 028-612-8016

1. 日程 令和3年6月～令和4年1月（8か月間）
2. 講義時間期 10時30分～16時（通常時間）
3. 講義数 25講義 + 合宿研修（2回）+ 施設見学
4. 会場 【講義会場】公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団内 会議室
東京都港区虎ノ門1-1-18 ヒューリック虎ノ門ビル10階
【合宿研修】○夏季合宿研修 シティホテル青雲庄
大阪府堺市堺区出島海岸通2-4-14
○秋季合宿研修 クロス・ウェーブ梅田
大阪府大阪市北区神山町1-12
5. 受講料 55万円（税込）（受講料にはテキスト代、合宿研修費等が含まれています）
6. 応募締切 令和3年5月21日（金）

【お問い合わせ・願書提出先】

（公財）産業廃棄物処理事業振興財団 TEL 03-4355-0155 <https://www.sanpainer.or.jp>

－編集後記－

新年度の始まりです。今年の桜は全国どこでも開花、満開が早く、美術館の桜も散ってしまいました。最近コンビニで炊き込みご飯のおにぎりが増え、海苔のおにぎりが減っているそうです。瀬戸内海産の海苔の生産が減少しているそうで、そのため海苔を使わないおにぎりを作っているそうです。海苔減少の理由は、瀬戸内海がきれいになりすぎて、海苔の栄養塩類が少なくなり海苔が黒く育たなくなつたそうです。そこで、これまで規制してきた栄養塩類の窒素の規制を緩和し、きれいな海から豊かな海を目指しているそうです。その皮切りに下水道処理施設からの窒素の基準を緩和したところ、豊かな海になりつつあるそうです。つくづく、なんでも程々が大切なんだなと思いました。先月、緊急事態宣言が全国で解除され、さあこれからというタイミングでしたが、宮城県、大阪府、兵庫県、東京都、京都府、沖縄県に「まん延防止」が適用されました。程々の解放感に浸り、何とか第4波を避けたいものです。

－事務局だより－



☆ 3月25日（木）、

公益社団法人全国産業資源循環連合会 法制度対策委員会がWeb会議において開催され、湯澤常務理事が代理出席しました。

☆ 4月8日（木）

新年度挨拶のため、三役6名が、栃木県環境森林部及び宇都宮市環境部に伺いました。

☆ 4月8日（木）

三役会が、栃木県立美術館普及分館において開催され、菊池会長、山口・神山・山本・加藤副会長、湯澤常務理事が出席し、次回理事会等について協議しました。

☆ 4月8日（木）

関東地域協議会事務責任者会議が、Web会議で開催され、湯澤常務理事が出席しました。